

神田警察通り道路整備工事に係る訴訟等の経緯

1 損害賠償請求訴訟の経緯

工事に反対する一部の住民（原告）から、原告らへの説明をせずに工事をしたことは原告らのまちづくりに参画する権利、又は利害を侵害するものとして国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟が提起されました。（令和4年5月6日 訴訟提起）

○令和5年 3月22日 東京地方裁判所が原告側の請求を棄却…*

工事の実施内容等を区が個別に地域住民等に説明すべき義務があるとまでは
いえないと判断

○令和5年10月18日 東京高等裁判所が原告側の控訴等を棄却…*

控訴人らの権利・利益を侵害しないよう配慮すべき職務上の義務に違反するも
のであるとはいえないと判断

2 住民訴訟の経緯（係争中）

工事に反対する一部の住民（原告）から、①違法に締結された工事契約に基づく前払金の支払いが違法であることから、区は、区長に対し、前払金相当額等を請求すること、②区による工事契約に基づく残代金の支払いを差し止めること、③工事の一時中止の通知をしないことが違法であることを確認することを求める住民訴訟が提起されました。

○令和4年 7月11日、8月 8日 訴訟提起

○令和6年11月 5日 口頭弁論終結（今後判決言渡しの予定）

3 仮処分命令の経緯

区（債権者）は、工事を安全に進めるため、やむを得ず妨害者（債務者）の工事作業帯内への立ち入りを禁止する仮処分を東京地方裁判所へ申し立てました。

○令和5年11月15日 仮処分申立て

○令和6年 3月11日 東京地方裁判所が8名に対する立入行為禁止の仮処分決定…*

○令和6年 3月21日 債務者（4名）が東京地方裁判所へ異議申立て

○令和6年 5月29日 東京地方裁判所が仮処分決定の認可（債務者の異議を却下）…*

作業帯内に侵入する、街路樹に張りつく、こうした行為は、表現の自由、または集会の自由によって正当化されるものとは言えない。これらの行為は工事を直接実力で妨害しているものというべきだと判断

○令和6年 6月12日 債務者（4名）が東京高等裁判所へ保全抗告申立て

○令和6年 9月18日 東京高等裁判所が保全抗告を棄却…*

東京地方裁判所の判断は相当であるとして支持

○令和6年 9月25日 債務者（4名）が特別抗告提起と許可抗告申立て

○令和6年10月23日 東京高等裁判所が許可抗告を許可しない決定…*

***これまで裁判所において6回、区の主張に沿った判断がなされています**